

指定給水装置工事事業者の新規の指定申請提出書類等

□ 1 指定給水装置工事事業者指定申請書（裏面あり） 【様式あり】

□ 2 水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 【様式あり】

水道法 第25条の3第1項第3号

次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

□ 3 機械器具調書（□ 4 のイ～ニの器具について記載すること。）【様式あり】

□ 4 機械器具の写真

- イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具（金切のこ等）
- ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具（やすり、ねじ切機等）
- ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
- ニ 水圧テストポンプ

□ 5 （申請者が法人の場合のみ提出）定款又は寄附行為

【用語説明】 寄附行為とは

民法改正前、財団法人の設立は民法によって規律されており、その際の財団法人の基本規則（定款に相当するもの）が寄附行為と呼ばれました。

現在は、一般社団・財団法人法により、一般社団法人と一般財団法人のいずれも「定款」と呼ばれております。

□ 6 （申請者が法人の場合のみ提出）登記簿の謄本の写し（白黒コピーでも良し。）

□ 7 （申請者が個人の場合のみ提出）住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

□ 8 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書【様式あり】

□ 9 給水装置工事主任技術者免状の写し

□ 10 事業所の外観及び事務室内の写真

□ 11 事業所の平面図

□ 12 事業所までの案内図

□ 13 調査票

（注意）現況がわかるよう 1～13 は全て最新の情報が記載されたものを準備すること！！

※ 指定手数料 15,000円（書類提出後、水道部から納入通知書を送付させていただきます）

# 指定給水装置工事事業者指定申請書

令和 年 月 日

青森市公営企業管理者 様

申請者 氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
ふりがな 氏	ふりがな 氏
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(上表以外にも事業所がある場合のみ下表に記入を要する。)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

青森市公営企業管理者 様

# 機 械 器 具 調 書

令和            年            月            日現在

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考
<p>金切りのこその 他の管の切断用 の機械器具（金 切のこ等）</p>				
<p>やすり、パイプね じ切り器その他 の管の加工用の 機械器具（やす り、ねじ切機等）</p>				
<p>トーチランプ、パ イプレンチその 他の接合用の機 械器具（トーチラ ンプ、パイプレン チ等）</p>				
<p>水圧テストポン プ</p>				

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。（器具等写真添付）

# 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

令和 年 月 日

青森市公営企業管理者 様

届出者

※

※本人（代表者）が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
（ 選任・解任 ）の届出をします。

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名 (氏名・ふりがなの記入)	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日

調 査 票

指定工事事業者名			
郵便番号			
電話番号			
F A X 番号			
E-mail アドレス			
緊急連絡先			
代表者又は 統括となる主任技術者			
携帯電話番号等			
第2 郵送先 (代表者等自宅の住所)			
主任技術者及び技能資格者			
氏 名	主任技術者	旧 日 水 協 の 1 級・2 級配管技士の 資 格 の 有 無	(公財)給水工事技術振興財団 給水工事配管技能検定 の配管技能者
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

※旧日水協 1 級・2 級配管技士、又は給水工事配管技能者は、検定合格証書若しくは資格証の写し、又は配管技能者証を添付してください。